

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十三号

令和四年埼玉県告示第九十号で公示した公共測量は、令和四年十二月二十三日終了した旨測量計画機関である坂戸、鶴ヶ島下水道組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕